

# 指 定 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 契 約 書

〈令和3年4月1日現在〉

様（以下、「利用者」といいます。）と訪問リハビリテーション事業所医療法人 博仁会 フロイデクリニック水戸 フロイデみと訪問リハステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令、医療保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

## （契約期間）

第2条 契約の期間は、 年 月 日から利用者の要支援認定・要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 利用者から事業所に対し、契約満了日の2日前までに文書による契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## （サービスの内容）

第3条 事業者は、かかりつけ医の診療情報提供をもとに、居宅介護支援事業者（以下「支援事業者」という。）または利用者の立案した居宅サービス計画に基づき事業所医のリハビリテーション計画の基、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、訪問リハビリテーション従業者（以下「訪問従事者」という）を利用者の居宅等に訪問させ、居宅サービス計画に基づき適切にサービスを提供します。

2 サービスは、利用者と事業者の双方の合意により、支援事業者または、事業者の管理者が週間サービス計画に位置づけた日とします。ただし、かかりつけ医または訪問従事者が医学的判断により必要と認めた場合には、その限りではありません。

3 利用者、身元引受人により予定された訪問日以外に要請のあった訪問に関しては、訪問従事者の医学的判断において、予定日以外にサービスを行います。

4 事業者は、予定された訪問日以外の日にサービスを実施した場合は、利用者の契約している支援事業者に対し、その旨連絡を取ります。

## （訪問従事者の交替等）

第4条 利用者は、事業者から選任された訪問従事者の交替を希望する場合には、業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問従事者の交替を申し出ることができます。

2 事業者は、必要に応じ、訪問従事者を交替することができます。ただし、その場合には、利用者に対してサービス上の不利益が生じないよう十分に配慮をするものとします。

(料 金)

- 第5条 利用者は、第3条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の請求書を翌月の15日までに配布・送付します。利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに支払います。支払方法は、窓口現金・郵便局振込・郵便局自動引落・銀行自動引落のいずれかになります。
  - 3 指定実施地域以外でのサービス提供には、交通費がかかります。
  - 4 利用者は、自己の都合によりサービスの中止を申し出る場合には、利用前日の17時00分までに申し出ます。その時間を過ぎてしまった場合は利用料金の全部または一部を請求することがあります。

(身元引受人)

- 第6条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2、身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3、身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4、身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(サービスの中止、変更、追加)

- 第7条 利用者は、利用前日の17時00分までに事業者へ通知することにより、予定されているサービスの変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。
- 2 事業者は、利用者からのサービスの変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に相談、連絡、協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行いません。

(事業者の基本的義務)

- 第8条 事業者は利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

(事業者の具体的義務)

第9条

1 安全配慮義務

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 説明義務

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 身体拘束の禁止

事業者は、利用者の自傷等の恐れが有るなどの緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

4 記録保存整理義務

事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス完結日より5年間保存します。

(事故と損害賠償)

第10条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその賠償をします。

(賠償責任がなされない場合)

第11条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者・身元引受人が、サービスの実施にあたって、その心身の状況および病歴等の重要事項、その他必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者の急激な体調変化等、当事業者の実施したサービスを原因としない事由に、もつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者が、当事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(契約の終了事項)

第12条 支援事業者または利用者の立案した居宅サービス計画に基づき、基本3ヶ月間の利用期間とします。ただし、目標未達成等やむを得ない事情がある場合、最長6ヶ月まで、サービス利用の延長が可能となります。

- 2 利用者は事業者に対して、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合

- ③ 事業者が利用者やその身元引受人等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 5 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが60日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われなかった場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、90日以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその身元引受人等が事業者や訪問従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が入院又は介護保健施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が亡くなられた場合
- 7 他の通所サービス等に移行し、サービス終了した場合、14日～44日の間に居宅訪問を行いサービス利用状況の追跡調査を行う場合があります。

(秘密の保持及び個人情報の取り扱い)

第13条 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者または身元引受人等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。個人情報の取り扱いについては、ご利用者様の個人情報の取り扱いについて定めた「個人情報の取り扱いについてのお知らせ」に示す通りです。

このお知らせに示す目的以外で、第三者に情報を提供する場合は、事業者は、利用者及び代理人から、予め書面により同意を得た上で行うこととします。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3 各利用者様にお渡ししているファイルに関しての情報は、利用者または家族の責任において情報を管理していただきます。

(連携)

第14条 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合、またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。  
尚、第11条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。
- 3 事業者は、3月に1回リハビリテーション計画の見直しを行う際、利用者宅にてサービス担当者が集めリハビリテーション会議を行うことがあります。会議の内容は自立支援におけるサービスの質の向上のため、書面にて速やかに他事業所へ送付します。

(相談・苦情対応)

第15条 利用者または身元引受人等は、提供されたサービスに不満が有るが場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に苦情を申し立てする事ができます。

- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または身元引受人等からの苦情等の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(緊急時の対応)

第16条 事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者の病状が急変した場合は、かかりつけ医、救急隊、身元引受人、支援事業者等に連絡します。

	名称 (氏名)	TEL
かかりつけ医		
緊急連絡先		

(協議事項)

第17条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(事故発生時の対応)

第18条 事故が発生した場合、事故の状況及び事故対応等を記録すると共に、市町村、利用者家族、支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地为管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに予め合意します。

以上この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 医療法人 博仁会 フロイデクリニック水戸  
フロイデみと訪問リハステーション  
(指定番号) 0810115477

<住所> 水戸市堀町967-1

<代表者名> 理事長 鈴木 邦彦 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

身元引受人

<住所>

<氏名> 印

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	

【ご自宅以外の連絡先】

氏名	(続柄 )
住所	
電話番号	

# 指定訪問リハビリテーション重要事項説明書・同意書

<令和3年4月1日現在>

## 1、サービス提供についての相談窓口

電話 0295-55-8727 (8時30分～17時30分まで)

担当 管理責任者 佐野 桂太郎

ご不明な点はなんでもおたずねください。

## 2、事業者の概要

### (1) 事業者の名称等

- ・事業者 医療法人 博仁会 フロイデクリニック水戸  
フロイデみと訪問リハステーション
- ・開設年月日 令和元年11月1日
- ・所在地 水戸市堀町967-1
- ・電話番号 029-353-8010
- ・ファックス番号 029-353-8320
- ・管理責任者 佐野 桂太郎
- ・介護保険指定番号 訪問リハビリテーション事業所 (0810115477号)

### (2) 事業所の運営方針について

サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携に務め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

## 3、事業実施地域

事業の実地地域は以下のとおりとする。

水戸市、ひたちなか市、笠間市、茨城町、那珂市、城里町、

\* 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

## 4、営業時間

- ①営業日 月曜日～土曜日
- ②サービス提供時間帯 9時00分～17時00分
- ③年間休日 日曜日、12月31日～1月3日

## 5、職員の体制

(1) 主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職 種	員 数
管理者兼サービス提供責任者	理学療法士	常勤 1名
リハビリ	理学療法士、作業療法士 言語聴覚士	常勤・非常勤6名

## 6、当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「居宅介護計画」と利用者との説明

- ① 当事業所は、利用者のかかりつけ医からの診療情報提供を基に事業所の医師からの指示に従い、居宅介護支援事業者（以下「支援事業者」という。）または利用者の立案した居宅介護サービス計画に沿ってリハビリテーション計画を作成し指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下「サービス」という。）を提供します。

\* (注) かかりつけ医の診療情報提供書兼指示書

サービスを利用するには、かかりつけ医の診療情報提供書が必要となりますので利用者が主治医より取り寄せてください。かかりつけ医の診療情報提供書兼指示書を基に、当院の訪問リハビリ計画医へ受診をして頂き、訪問リハビリテーション計画書の作成・説明を行い、サービス内容に同意を頂きます。

利用者が外出困難等の理由から医療機関に向いて診療情報提供書を入手できない場合は、当事業所が利用者の承諾を得て、身元引受人またはケアマネジャーに代行を依頼し主治医より取り寄せます。

- ② 訪問日は、利用者と当時業者の双方の合意により、支援事業者または当事業所の管理者が週間サービス計画に位置づけた日とします。ただし、かかりつけ医または当事業所のリハビリテーション従事者（以下「訪問従事者」という）が医学的判断により必要と認めた場合はその限りではありません。
- ③ 利用者・身元引受人により予定された訪問日以外に要請のあった訪問に関しては、当事業所の訪問従事者の医学的判断において、予定日以外にサービスを行います。
- ④ 当事業所は、予定された訪問日以外の日にサービスを実施した場合は、利用者が契約している支援事業者に対して、その旨連絡を取ります。

### (2) サービス内容

当事業所は、かかりつけ医がサービスを必要と認めた在宅の利用者を対象に、主として下記のサービスを行います

- ① 病状の観察
- ② 体位変換、床ずれの予防指導
- ③ リハビリテーション

基本動作・日常生活関連行為・活動及び社会参加に関する行為などの生活行為全般における再建および質向上のための、障害評価・身体機能訓練・日常生活動作練習・日常生活関連動作練習・活動および社会参加に関する動作練習・住環境整備・専門的助言指導・精神心理的サポートなど

- ④ 介護者への指導（体の拭き方、着替え、食事、排泄の介助など）
- ⑤ 介護者の相談、健康管理
- ⑥ 社会参加への推進（通所介護や地域におけるサロン活動などへの参加）
- ⑦ 他のサービス提供事業者との連絡、連携
- ⑧ 終末期リハビリテーション



### (3) 利用者負担額

- ① 別紙「フロイデクリニック水戸フロイデみと訪問リハステーション 料金表」の通りです。
- ② 支払方法は、毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、ご確認後速やかにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。  
お支払方法は、郵便局引落、郵便局振込、銀行引落、窓口現金の4通りの中からご契約の際に選べます。

### (4) 利用の中止, 変更, 追加

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施予定日前日の17時00分までに事業所に申し出るものとします。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむを得ない場合はこの限りではありません。  
I、利用予定日の前日までに申し出があった場合 - - - 無料  
II、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 - - - 自己負担相当額
- ③ 当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することができます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、訪問従事者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができない場合があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行います。

### (5) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額を変更する場合は、利用者や身元引受人に事前に説明し同意の上、変更します。

## 7、サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス担当者について

- ① サービス提供時に担当の訪問従事者を決定するものとします。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問従事者が交替でサービスを提供するものとします。担当の訪問従事者が交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及び身元引受人等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- ② 利用者から特定の訪問従事者を指名することには応じられませんが、訪問従事者についてお気づきの点やご要望がある場合は、相談窓口等にご相談ください。

### (2) サービス提供について

- ① サービスは、居宅介護計画に基づいて行います。実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気等を含む。)は無償で使用させていただきます。(訪問従事者が事務所に連絡する場合の電話を無償で使用させていただきます。)

(3) サービス内容の変更

訪問時に利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) サービス利用の期間について

サービスの利用期間は、居宅介護計画に基づき3ヶ月ごとに利用継続の確認をします。目標未達成等やむを得ない事情がある場合サービス利用の延長が可能となります。

(5) リハビリテーション会議について

3月に1回リハビリテーション計画の見直しを行う際、サービス担当者が集まりリハビリテーション会議を行います。当事業所医はテレビ電話にて参加する場合があります。

会議の内容は自立支援におけるサービスの質の向上のため、書面にて速やかに他事業所へ送付します。

(6) サービス実施の記録について

サービス内容等実施記録の保存について当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。利用者は、内容に間違いや意見がある場合は申し出てください。なお、訪問リハビリテーション計画及びサービス提供の記録は、サービス完結日より5年間保存します。

利用者の記録や情報の管理、開示について当事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(7) 訪問リハビリテーション終了後の追跡調査について

社会参加への推進を行い、他の通所サービスや地域サロンへ等とサービスを移行し終了となった場合、14日～44日の間に電話等によりサービス利用状況の追跡調査を行う場合があります。

(8) 訪問療法士の禁止行為

訪問従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行わないものとします。

- I、利用者若しくは身元引受人の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- II、利用者若しくは身元引受人等からの金銭又は物品、飲食の授受
- III、契約者の身元引受人等に対するサービスの提供
- IV、飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- V、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く。）
- VI、その他利用者若しくは身元引受人等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他の迷惑行為

## 8、緊急時対応の方法

サービスの提供を行っている時に利用者の病状が急変した場合は、かかりつけ医、協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずるとともに、家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

	名称 (氏名)	TEL
かかりつけ医		
緊急連絡先		

## 9、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合、事故の状況及び事故対応等を記録すると共に、市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じます。  
(損害賠償責任保険加入済)

## 10、苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用の等の相談 (利用者相談)

- ① 苦情の申し出があった場合は、直ちに内容等の事実確認をし、苦情申し立て者に「事実について、解決策・改善策」を24時間以内に報告返答します。また24時間以内に返答できない場合は、その理由を説明し、いつまでに返答できるかをお伝えします
- ② サービスに対する苦情や意見、利用料の支払やサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示請求は以下の専用窓口で受け付けます。

I、お客様相談係 (苦情受付窓口) 担当 佐野 桂太郎

II、受付時間 9:00~17:00

III、電話 0295-55-8727

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

水戸市役所 介護保険課	所在地 水戸市中央1-4-1 電話番号 029-232-9177 受付時間 午前8時30分 ~ 午後5時15分
-------------	---------------------------------------------------------------

水戸市以外の場合は、利用者の居住する各市町村の行政機関苦情受付窓口等に伝えることができます。

11、その他

指定訪問リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、利用者に対し契約書および本書面に基  
づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 医療法人 博仁会 フロイデクリニック水戸  
フロイデみと訪問リハステーション

所在地 水戸市堀町967-1

代表者 理事長 鈴木 邦彦 ㊞

管理責任者 佐野 桂太郎

説明者氏名 ㊞

私は、契約書および本書面に基ついて重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションサービスの  
提供開始、並びにサービス担当者会議等での必要な個人情報の利用、実習者（学生、資格取得者、ボ  
ランティア等）の受入等で必要な個人情報の提供に同意いたします。

利用者

住所  
氏名 ㊞

身元引受人

住所  
氏名 ㊞